

長 建 産 発 第 9 9 号
令 和 3 年 3 月 3 1 日

会 員 各 位

長崎県建設産業団体連合会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

「長崎県建設工事入札参加者格付要綱」の一部改正について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記要綱を一部改正する旨、別添のとおり長崎県土木部長より通知がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。

記

【改正の概要】

入札参加資格審査にかかる主観点の見直しについて

- ・建設人材の確保を図る観点から、建設従事者の健康づくりに積極的に取り組み、長崎県と協会けんぽ長崎支部が実施する健康経営宣言事業において、「健康経営推進企業」として認定を受けた企業に5点加点する。
- ・建設工事従事者の安全と健康の確保を推進するための研修機会の拡大及び内容の充実を図るため、加点対象となっている現行研修に2研修を追加し、付与点数についても現行の5点から8点に引き上げる。